

会 議 の 経 過

開 議 午前10時03分

令和4年4月28日

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会4月会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。升沢議員から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会4月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から人事紹介の申し出がありますので、これを許します。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動により異動した幹部職員を紹介させていただきます。

副町長より紹介いたします。

議 長（高橋拓生君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

異動した幹部職員を紹介いたします。

総務課長、岩渕嘉之です。

総務課長（岩渕嘉之君）

よろしく願いいたします。

副町長（齋藤清壽君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長、佐々木元です。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（佐々木元君）

よろしく願いいたします。

副町長（齋藤清壽君）

観光商工課長、菊地隆一です。

観光商工課長（菊地隆一君）

よろしく申し上げます。

副町長（齋藤清壽君）

建設水道課長、岩渕省一です。

建設水道課長（岩渕省一君）

よろしくお願いたします。

副町長（齋藤清壽君）

教育次長、千葉数馬です。

教育次長（千葉数馬君）

よろしく申し上げます。

副町長（齋藤清壽君）

平泉文化遺産センター館長兼世界遺産推進室長、高橋国博です。

平泉文化遺産センター館長兼世界遺産推進室長（高橋国博君）

よろしく申し上げます。

副町長（齋藤清壽君）

以上で職員の紹介を終わります。

議 長（高橋拓生君）

以上で人事紹介を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、稲葉正議員、3番、猪岡須夫議員を指名します。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会 4 月会議の会議期間は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日 1 日限りと決定いたしました。

ここで、説明員及びその委任を受けた説明員の方々の退席を求めます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 08 分

議 長 (高橋拓生君)

再開します。

日程第 3、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、議長は、議会全体を統理する立場から、常任委員を辞退したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに各常任委員会を招集いたします。総務教民常任委員会の会議場所は正副議長室、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室 1 において、それぞれ委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 09 分

再開 午前 10 時 20 分

議 長 (高橋拓生君)

それでは再開します。

日程第4、常任委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告させます。

議会事務局長（村上可奈子君）

それでは、常任委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

総務教民常任委員長、4番、氷室裕史議員、総務教民常任副委員長、7番、真篋光幸議員。
産業建設常任委員長、11番、升沢博子議員、産業建設常任副委員長、6番、三枚山光裕議員。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

議長（高橋拓生君）

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第6条4項の規定により、1番、大友仁子議員、4番、氷室裕史議員、5番、阿部圭二議員、9番、佐藤孝悟議員、11番、升沢博子議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長が決まっておりますので、議長において、直ちに議会運営委員会を招集いたします。正副議長室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時33分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第6、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果について、事務局長に報告をさせます。

議会事務局長（村上可奈子君）

それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長、9番、佐藤孝悟議員、議会運営委員会副委員長、5番、阿部圭二議員。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時38分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第7、報告第1号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、最初に報告第1号の専決処分につきましてご説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

報告第1号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。

議案書4ページをお開きください。

専決処分の内容につきましては、専決処分書の理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

このたびの地方税制改正におきましては、過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基礎づくりとして地方税の充実確保を図るとともに、安定的な地方税源の体系を構築する必要があることを踏まえた制度の見直しを行う観点から、地方税法等が改正されたことに伴い平泉町町税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、初めに、個人町民税につきましては、所得税において住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人町民税額から控除する措置を講じます。

固定資産税につきましては、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講じます。

国民健康保険税につきましては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げる措置を講じます。

以上、今回の地方税制改正に伴う町税条例上で関連する主な改正点を申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことから、平泉町町税条例等の一部を改正するものであり、令和4年3月31日をもって地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したところであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第8、報告第2号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

次に、報告第2号の専決処分につきましてご説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

報告第2号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書13ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年度平泉町一般会計補正予算（第13号）。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,911万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,785万5,000円とする。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

議案書14ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、3 項軽自動車税120万3,000円。

2 款地方譲与税61万4,000円、1 項地方揮発油譲与税139万5,000円、2 項自動車重量譲与税77万7,000円の減、3 項森林環境譲与税4,000円の減。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金23万2,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金73万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金172万1,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金335万6,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金575万2,000円。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金23万8,000円の減。

9 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金973万9,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税6,904万7,000円、これは特別交付税の増でございます。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金3万7,000円。

議案書15ページをお開きください。

14 款国庫支出金1,160万8,000円、1 項国庫負担金1,478万9,000円の減、これには新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,387万8,000円の減が含まれております。2 項国庫補助金2,639万7,000円、これには子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金2,874万8,000円の減、子ども・子育て支援交付金349万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,342万5,000円、臨時道路除雪事業費補助金600万円が含まれております。

15 款県支出金589万2,000円の減、1 項県負担金35万6,000円の減、2 項県補助金556万1,000円の減、これには森林病虫害等防除事業補助金177万9,000円の減が含まれております。3 項委託金2万5,000円。

16 款財産収入、1 項財産運用収入3,000円。

17 款寄附金、1 項寄附金2,893万4,000円の減、これには企業版ふるさと寄附金2,870万円の減が含まれております。

18 款繰入金、2 項基金繰入金1,994万3,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

20 款諸収入53万7,000円、4 項受託事業収入4万1,000円の減、5 項雑入57万8,000円。

22 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金3,000円。

歳入合計補正額4,911万1,000円。

議案書16ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

2 款総務費 1 億967万7,000円、1 項総務管理費 1 億1,170万8,000円、これには減債基金積立金 1 億4,170万8,000円、まち・ひと・しごと創生推進基金積立金2,870万円の減が含まれております。3 項戸籍住民基本台帳費203万1,000円の減、これは個人番号カード関連事務委任交付金の減でございます。

3 款民生費3,120万1,000円の減、1 項社会福祉費2,597万8,000円の減、これには住民税非課税世帯等への臨時特別給付金2,240万円の減が含まれております。2 項児童福祉費522万3,000円の減、これには他市町村措置依頼児童委託費350万円の減が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費1,340万9,000円の減、これには新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,084万8,000円の減が含まれております。

5 款労働費、1 項労働諸費 9 万8,000円の減。

6 款農林水産業費410万1,000円の減、1 項農業費232万円の減、これには緊急農家支援事業補助金91万9,000円の減が含まれております。2 項林業費178万1,000円の減、これは森林病虫害等防除委託料の減でございます。

7 款商工費、1 項商工費82万3,000円の減、これは平泉まちはく促進事業費補助金の減でございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費1,050万円の減、これは除雪委託料の減でございます。

10款教育費43万4,000円の減、2 項小学校費24万9,000円の減、3 項中学校費16万1,000円の減、5 項社会教育費 2 万4,000円の減。

歳出合計補正額4,911万1,000円。

議案書17ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。

変更でございます。3 款民生費、1 項社会福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業、補正前の金額1,568万3,000円、補正後201万2,000円。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、補正前の金額4,270万1,000円、補正後4,839万7,000円。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものでありませんが、特に質問があれば発言願います。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

28ページの歳出ですが、補正予算で減債基金の積立て 1 億4,100万円余りを行っているわけですが、補正で積立てをするという金額が変わっている点、理由、目的というのをお知らせください。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

令和3年度予算につきましては、出納整理期間、つまり5月31日までという期間をもって決算が出るということで、その際、3月31日時点での剰余金につきまして、今回この減債基金のほうに積立てをするということでございます。

令和3年度におきましては、ご承知のとおり、社会教育施設整備事業とかコロナの対応のいろんな事業を行っている、大規模な事業が行われている中で、改めて現時点での剰余金をこちらの減債基金のほうに積み立てまして、町債の償還財源を確保するという目的、町債の適正な管理を行うという目的でございます。

今後、この積立てに関しては、町の財源が不足する場合におきまして地方債の償還の財源に充てるということでございますので、今回の社会教育施設整備事業等で起債を行っておりますので、こちらを例えば償還期限を繰り上げて行う際の地方債の償還の財源に充てるといったようなことの目的で、今回積み立てるものでございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

そうすると、今後の繰上償還の予定が具体的に計画をされているのかどうかというのが1つと、もう一つは減債基金の積立累計額が幾らになっているのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

現時点で、積立額につきましては、今回の専決を経まして、2億7,245万4,004円という残高になる予定でございます。

こちらの用途につきましては、令和4年度の償還等の状況を踏まえて、また社会情勢等も踏まえて、できるだけ町のほうにとって有利な繰上償還となるかというようなことの判断をしながら行って、執行してまいりたいというふうに思います。その際は当然、議決、予算補正のほうで提案させていただくわけですが、現時点では、具体的な用途についてはまだ決定している段階ではございません。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第28号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、補正予算案件1件につきましてご説明をいたします。

議案書41ページをお開きください。

議案第28号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,897万8,000円を追加し……

（「4,597万」の声あり）

町 長（青木幸保君）

4,597万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,669万円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第28号について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、初めに今回の議会定例会4月会議に補正予算を提案させていただく理由についてご説明させていただきます。

このたびの補正予算の歳出につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございまして、感染拡大防止対策と感染拡大の影響を受けている町民生活の支援、そして地域経済の活性化に向けた早期の事業実施に必要な予算を計上するため、今議会に提案させていただくものでございます。

それでは、議案書41ページをお開きください。

議案第28号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書42ページをお開きください。

第1表歳入歳出補予算補正の補正額でご説明いたしますが、款項同額の場合は項の補正額で

ご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金6,897万6,000円、これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,813万7,000円が含まれております。

18款繰入金、1項基金繰入金2,299万8,000円の減、これは財政調整基金の基金繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額4,597万8,000円。

次に、議案書43ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費383万4,000円、1項総務管理費382万2,000円、これには入札参加資格受付システム共同利用負担金175万6,000円、町民活動の回復に向けた協働のまちづくり交付金120万円が含まれます。3項戸籍住民基本台帳費1万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費92万4,000円。

7款商工費、1項商工費4,022万3,000円、これにはプレミアム付き商品券事業委託料3,128万4,000円、団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金500万円が含まれております。

14款予備費、1項予備費99万7,000円。

歳出合計補正額4,597万8,000円。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

発議第7号、発議第8号及び継続調査の申し出が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

発議第7号、発議第8号及び継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

追加日程第1、発議第7号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番(氷室裕史君)

4番、氷室裕史です。

発議第7号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、氷室裕史。

賛成者、真竈光幸、佐藤孝悟、阿部圭二、猪岡須夫、稲葉正。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

1、子育て支援について。

上記について、総務教民常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

よろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

追加日程第2、発議第8号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6番(三枚山光裕君)

6番、三枚山光裕です。

発議第8号。

令和4年4月28日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、三枚山光裕。

賛成者は、千葉勝男、高橋伸二、大友仁子、各議員でございます。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

1、社会基盤整備について。

2、農業振興策について。

3、観光・産業振興策について。

上記について、産業建設常任委員会が調査を行う。

提案理由は、議会審議に役立てるためです。

以上です。

議長(高橋拓生君)

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第3、議会運営委員会の継続調査申し出についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝悟議員。

議会運営委員長（佐藤孝悟君）

平泉町議会議長 高橋拓生様

議会運営委員会委員長 佐藤孝悟

継続調査の申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事件

（1）本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

（3）議長の諮問に関する事項

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

議会運営委員長から、所掌事務のうち、本会議の会議日程等議会運営に関する事項等について、委員会の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会運営に関する事項等について、委員の任期中、継続調査とすることに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

以上で本定例会 4 月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和 4 年平泉町議会定例会 4 月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 13 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 稲 葉 正

同 猪 岡 須 夫